

令和6年度答申第8号

令和7年 2月 7日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 井 川 信 子 印

個人情報非開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和4年12月15日付け松総行第173号をもって諮問のあった個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市長が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和4年7月25日付け個人情報開示請求書により、「松戸市役所において行政経営課の当初から令和4年7月25日までの私の個人情報、公文書等・クレーム等の問い合わせなど保持しているすべての記録や資料を求める。尚、当初からとは、初めて記載等記録開始日のことである。」について、松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松戸市条例第46号）による廃止前の松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条の規定により、本件個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 本件開示請求に対して、松戸市長は令和4年8月2日付け松総行第85号の個人情報非開示決定通知書により、本件処分をした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年10月4日付け審査請求書により、本件審査請求をした。
- (4) 審査請求書に不備があったことから、松戸市長は、令和4年10月18日付け松総行第135号をもって補正を命じ、審査請求人は、令和4年10月24日付けで補正書を提出し、補正を行った。
- (5) 審査請求人は、令和5年1月6日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分の取り消し。開示決定。

(2) 本件審査請求の理由

行政経営課に対して、再度、個人情報の開示を求める。開示請求に係る文書を取得、作成しておらず、保有していないため、開示することができないとの回答、決定であるが、真赤な嘘である。現状、問い合わせの際、

窓口の者は、毎回前回問い合わせ内容の記録を確認し、同じ内容の話を繰り返しているなどといい、一方的に電話を切られたり、話を打ち切られることがある。この様に、問い合わせ内容などの個人情報も当課に記録され、保有されているにも拘らず開示されないことは、事実とは全く違う。理由はない。

4 処分庁の説明要旨

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

審査請求人の開示請求文書については、行政経営課職員が職務上において作成している事実はなく、対象となる公文書を保有していないため、条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）第10条第2項に該当する。

よって、開示請求のあった個人情報を保有していないため、条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例第10条第2項に該当するため、本件公文書に記録されている個人情報の記録の不存在を理由とする非開示決定をした。

以上のことからすると、本件処分には違法又は不当な点はなく、取消しの必要はないため、本件審査請求には理由がなく、棄却すべきである。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 公文書について

ア 条例第11条の3第2項は、「開示の手続等については、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）の規定を準用する。」と規定し、松戸市情報公開条例第10条第2項は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

上記からすると、条例に基づき、公文書に記録されている個人情報の記録を開示するためには、個人情報記録されている公文書の存在が前提となる。

イ 条例第2条第7号の定義によると、公文書とは「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、…（中略）…であって、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているものをいう。」とされている。

「職務上作成し、又は取得した」とは、市の機関の職員が、市の機関の職務の遂行者として、自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう。

「市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、つまり、当該市の機関の組織において、業務上必要なものとして他の職員と組織的に共用し、利用または保存されている状態のものをいう。したがって、職員個人が自己の職務の遂行の便宜のために利用する自己研鑽の研究資料、職員個人が自己の職務の遂行の便宜のために複写した正式文書の写し、職員の個人的な備忘録、職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、組織共用性を欠く。

(2) 本件開示請求への対応

当審議会において、処分庁に意見聴取を行ったところ、処分庁においては、審査請求人からの問い合わせ等の電話対応記録は作成しておらず、対象となる個人情報記録された公文書の存在は認められなかった。

また、審査請求人から処分庁である行政経営課への問い合わせ内容については、生活支援課や生活支援課職員の対応に対する不満を述べていたものであり、行政経営課の業務とは関係しない内容であったことから、電話対応者が備忘のための個人的なメモ程度のものは作成したかもしれないが、公文書としての問い合わせ記録等は作成しなかった、とする処分庁の説明には、不自然な点は認められず、公文書の保有は否定されるものと判断する。

以上により、本件開示請求に対しては、処分庁が条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例第10条第2項に該当するため、

本件処分を行ったことは妥当である。

6 結論

以上により、審議会としては、「1 審議会の結論」のとおり判断する。
当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 4 年 1 2 月 1 5 日	諮問書の受理
令和 6 年 4 月 2 6 日	第 1 回審議会（諮問の報告・審議）
令和 6 年 5 月 2 4 日	第 2 回審議会（審議・理由説明）
令和 6 年 6 月 2 8 日	第 3 回審議会（審議）
令和 6 年 9 月 1 1 日	第 4 回審議会（審議）
令和 6 年 1 1 月 6 日	第 5 回審議会（審議）
令和 6 年 1 2 月 2 日	第 6 回審議会（審議）
令和 7 年 1 月 1 0 日	第 7 回審議会（審議・意見陳述）
令和 7 年 2 月 7 日	第 8 回審議会（審議）